

水道広域化推進プランの策定

国は、経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定（公表）を要請。
（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

【水道広域化推進プランの基本的な考え方】

市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。

記載事項

- （1）水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
- （2）地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
- （3）今後の広域化に係る推進方針（具体的取組内容とスケジュール）等

京都水道グランドデザイン（府水道ビジョン）



水道広域化推進プラン



水道法に基づく
「水道基盤強化計画」

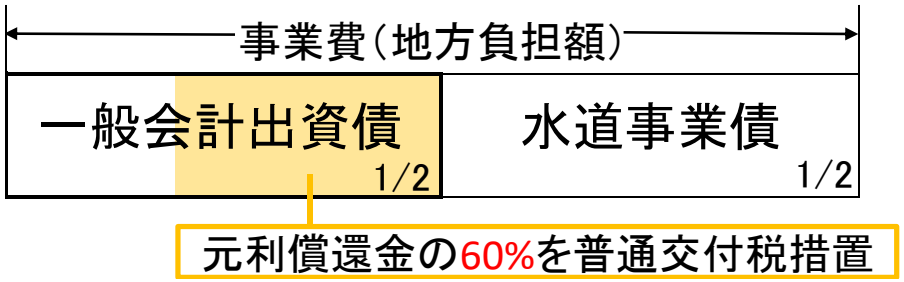
広域化・広域連携の地方財政措置

○都道府県に対し、令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請（H31.1.25 総務省・厚生労働省連名通知）

○同プランに基づく多様な広域化・広域連携を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加

○交付税措置率を50%から60%に拡充

【地方単独事業】



<多様な広域化・広域連携（イメージ）>

